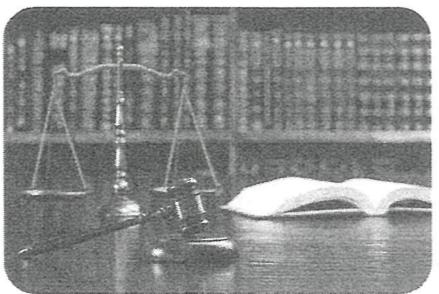


# 会社を強くする! 弁護士活用術

氷室昭彦

元商事法務研究会理事。  
1952年生まれ。中央大学法学部卒。月刊 Credit&Law 元編集長、『全国法律事務所ガイド』等の出版企画を通じて多数の弁護士と交流。



## 第4回 弁護士報酬(費用)

### 弁護士報酬制度

依頼者にとって弁護士を選ぶ最も重要な基準は、まず、その弁護士が信頼できるかどうか(能力・人柄)、次に、報酬額が適正な金額か否かです。企業の場合は、相談したい案件に的確・迅速に対応してくれるかどうか(専門知識・事務所対応等)も重要な要素になります。

「弁護士に依頼する場合に知りたい事項」としては、「会社法務部【第11次】実態調査」でも明らかなように、①依頼したい案件に関する分野での経験(82.7%)、②報酬額(75.8%)が上位に掲げられています(以下、③案件対応のスピード(49.2%)、④他社案件の実績(31.9%)、⑤他社法務部門での評判(12.1%)となっています)。

弁護士報酬の算定方法には、大きく以下の4種類があります。

- (a) 着手金と報酬金(成功報酬)(旧規程)
- (b) タイムチャージ(時間制)
- (c) 完全報酬制(コンティンジェントフィー)
- (d) 固定額方式

(b) 方式は企業法務系の事務所が採用していますが、全国の多くの弁護士(法律事務所)は、(a) 方式に準じた取扱いをしています。

俗に、弁護士は「三高」(料金が高い、敷居が高い、頭が高い)といわれることがあります。弁護士報酬はリーガルコストと考えている法務マンがいる一方、「弁護士に相談したいが、いくらかかるか不安……」という声も多く、中小企業であればあるほど弁護士の敷居が高いのも事実です。「弁護士報酬」は、依頼者からみると「弁護士費用」ともいえるものです。

### 報酬規定

現在、弁護士の費用は個々の弁護士がその基準を定めることになっており、標準価格というものはありません。しかし、ある程度の目安がないと利用者にとっては予測がつきませんので、日弁連は「弁護士の報酬に関する規程」(全6条)を定めています(2004年4月1日より施行)。

報酬規程では、「弁護士の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力、その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない」(2条)としたうえで、弁護士側の義務として、①報酬の見積書の作成・交付、②報酬についての説明、③委任契約書の作成義務を課しています。

最近では「報酬規定」をホームページ等で公開している事務所が多くなっていますので、比較・検討することも可能です。

しかし、実際の報酬の決め方や金額等については、弁護士と依頼者との契約に委ねられています。ただし、その内容があまりにも不当であれば無効となり、場合によっては、懲戒の対象となります。高額な報酬を請求する例も少なくないため、日弁連では『報酬に関する懲戒事例集』を発行しています。

### 旧規程と算定方式

2004年以前は、日弁連の定めた「報酬等基準規程」(旧規程)があり、単位弁護士会はこれに準拠して地域特性や経済事情を考慮した報酬規程を定め、それに基づいた運用が行われてきました。

旧規程は全46条よりなり、法律相談料、鑑定料、民事・刑事案件の着手金・報酬金、各

種手数料、顧問料(事業者は月額50,000円以上)等々についての算定基準(経済的利益の基準)を示していました。

旧規程については、算定の基準となる経済的利益の定義が不明確なこと、タイムチャージの標準的な算定テーブルがないこと等いろいろ問題点が指摘されてきましたが、2000年以降の規制緩和の流れの中で、特に、独占禁止法に違反するおそれがあるなどが強く主張され、廃止に至ったという経緯があります。

しかし、旧規程が廃止された現在も、着手金・成功報酬方式による弁護士報酬については、一定の合理性があることから、従前の「経済的利益」を基準にして弁護士報酬を定める実務が行われています。

なお、日弁連のホームページで『中小企業のための弁護士報酬目安[2009年版]』が公開されており、弁護士の顧問料、契約書の作成、債権の回収、労働事件への対応等事例ごとに紹介していますので、一応の目安になります。

### 民事事件の着手金・報酬金

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超える3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超える3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

(例) 経済的利益 1,600万円の場合  
着手金 300万円 × 8% + 1,300万円 × 5% = 89万円  
報酬金 300万円 × 16% + 1,300万円 × 10% = 178万円

### タイムチャージのレート

地位	経験年数	大手渉外系事務所	その他の事務所
ジュニアアソシエイト	3~4年未満	20,000~30,000円	15,000~25,000円
シニアアソシエイト	4~10年	30,000~40,000円	25,000~35,000円
ジュニアパートナー	7~15年	40,000~50,000円	30,000~40,000円
シニアパートナー	概ね15年~	50,000~70,000円(弁護士によっては80,000円以上)	30,000~50,000円

\*吉原省三=片岡義広編著『ガイドブック弁護士報酬<新版>』商事法務刊

### 会社法務部実態調査

公益社団法人商事法務研究会と企業の法務部門で組織される「経営法友会」が定期的に実施している実態調査で、『別冊NBL』に公表されます。

本調査は、1965年の第1回調査から5年おきに定期的に実施され、最新の【第11次調査】については、2016年9月に公表されました(上場企業等6,193社にアンケートを実施し、回答数960社(回収率15.5%)とサンプル数も多く、半世紀以上の歴史を有する信頼性の高い調査です)。

法務組織の役割・運営、直面する業務課題等をはじめ、弁護士との関係(報酬、顧問契約、社内弁護士等)についても詳細に分析していますので、本シリーズでは、【第11次調査】としてしばしば引用します。